

2025年4月1日

J A 共済損害調査株式会社
次世代育成支援対策推進法にもとづく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2025年4月1日 ～ 2028年3月31日までの3年間

2. 目標と取組内容等

目標1 計画期間内に、男性社員の育児休職等取得率を20.0%以上とする。

<対策>

2025年4月～

- 仕事と家庭の両立や男性の育児休職取得を促進する情報を提供する。
- 育児休職の対象となる社員へ意向確認を行う。

目標2 計画期間内に、ひと月あたりの労働者平均法定外時間外労働を10時間未満とする。

<対策>

2025年4月～

- 時間外労働の事前申請・事前承認を徹底する。
- 法定外時間外労働の大幅な増加が見られる場合は、原因分析と対策の検討を行い、法定外時間外労働の削減を実施する。

目標3 計画期間内に、年10日以上 of 休暇取得率を80%以上とする。

<対策>

2025年4月～

- 法律で定められた年5日の年次有給休暇の取得とは別に、仕事と家庭の両立に向け、特別連続休暇年5日の取得を推奨する。
- 毎月の休暇取得状況を把握するとともに、定期的に社員へ周知する。